

(一社)熊本県コンクリート診断士会 会員・賛助会員の皆様へ

令和4年8月3日

熊本県発注業務におけるコンクリート診断士の 管理技術者としての取り扱いについて

いつも大変お世話になっております。

熊本県コンクリート診断士会事務局の田尻です。

表題の件で会員及び賛助会員の皆様に報告です。

令和4年7月14日(木曜日)に、勇理事長、椎葉副理事長、田尻事務局長の3名で熊本県土木部技術管理課にて「コンクリート診断士の管理技術者運用への意見交換会」を開催させていただきました。

技術管理課からは、伊東課長、松尾課長補佐に出席していただき大変有意義な意見交換会となりました。

意見交換会において、管理技術者の資格要件は「熊本県設計業務等共通仕様書」に準ずるとの回答をいただきました。今後、「点検・診断」業務において、「コンクリート診断士は管理技術者として運用が可能」と確認できましたので報告いたします。

参考 熊本県設計業務等共通仕様書(平成30年4月)抜粋

第1107条 管理技術者

3.管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野等-業務)は特記仕様書による)、シビルコンサルティングマネージャ(以下「RCCM」という。)*土木学会認定土木技術者(特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者)*等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。※ 国土交通省登録技術者資格となっている分野以外